明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境一四）　一

〔告　示〕
○土壌の汚染に係る環境基準の一部を改正する件（環境四四）　二
○地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（同四五）　三
○土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（同四六）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
企業年金基金変更関係　八六
地方公共団体
行旅死亡人関係　八六
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○環境省令第十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二日

環境大臣　小泉進次郎